

| 要件 | 内容 |
|--|--|
| <p>■志布志市企業立地促進補助金</p> <p>〈対象業種〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造業 2 ソフトウェア業 情報処理サービス業 3 道路貨物運送業 倉庫業 梱包業 4 各種卸売業 (商品, 繊維・衣服等, 飲食料品, 建材, 鉱物・金属材料等 機械器具など) 5 旅館, ホテル 6 研究開発施設 7 農林水産物等販売業 (観光客向けの農林水産物の直売所や農家 レストラン等) <p>〈交付要件〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 用地費を除いた設備投資額が2,000万円以上。 (2) 用地取得後, 3年以内に工場等の操業を開始していること。 (3) 市長が指定した土地(指定地), または, 市長が適当と認める 土地(認定地)に工場等を設置すること。 (4) 新規地元雇用者で, 4か月を超えて継続の雇用保険加入の常勤 職員が5人以上あること。 (5) 市の誘致企業として立地協定を締結すること。 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場等設置費補助金 補助額 用地費を除く設備投資額の100分の3～5に相当する額 限度額 1,500万円～2億円※ ※ 限度額については, 新規雇用者数に応じて変動 (2) 工場等用地取得費補助金 補助額 ○指定地 土地取得価額の100分の20に相当する額 ○認定地 土地取得価額の100分の15に相当する額 限度額 3,000万円 (3) 雇用促進補助金 補助額 新規雇用者1人につき12万円/年間 ※ 障がい者は3割増 (1人につき15万6,000円/年間) 限度額 1,000万円/年間 |